

第 196 回

千葉県都市計画審議会

議 事 録

日 時 令和 4 年 10 月 31 日 (月)
午後 2 時 30 分 ~ 午後 4 時 20 分
場 所 ポートプラザちば2階「ロイヤル」

目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

| | |
|---------------------|-----|
| 1 . 開 会 | 1 |
| 2 . 都市整備局長挨拶 | 1 |
| 3 . 定足数の報告 | 1 |
| 4 . 新任委員の紹介 | 1 |
| 5 . 議長の指定 | 2 |
| 6 . 議事録署名人の指名 | 2 |
| 7 . 非公開議案等の審査 | 2 |
| 8 . 議案審議 | 3 |
| 第 1 号議案 | 3 |
| 第 2 号議案 | 6 |
| 第 3 号議案 | 8 |
| 9 . その他 | 2 6 |
| 10 . 閉 会 | 2 7 |

第196回千葉県都市計画審議会 議事日程

令和4年10月31日(月)

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案等の審査
- 8 議案審議
第1号議案 ~ 第3号議案
- 9 その他
- 10 閉 会

第196回千葉県都市計画審議会
 令和4年10月31日(月曜日)
 於・ポートプラザちば2階「ロイヤル」
 午後2:30 ~ 午後4:20
 出席委員 20名

第196回千葉県都市計画審議会出席委員

(順不同敬称略)

| 構成 | 氏名 | 摘要 |
|------------------------|-------------------|--|
| 学識経験者 | 屋井鉄雄 | 都市計画・土木 |
| | 寺部慎太郎 | 都市計画・土木 |
| | 青柳俊一 | 経 済 |
| | 小池正昭 | 農 業 |
| | 永村景子 | 環 境 衛 生 |
| | 高崎正雄 | 都 市 経 営 |
| | | |
| 県議会の議員 | 浜田穂積 | 千葉県議会議員 |
| | 河上茂 | 千葉県議会議員 |
| | 佐野彰 | 千葉県議会議員 |
| | 本間進 | 千葉県議会議員 |
| | 瀧田敏幸 | 千葉県議会議員 |
| | 平田悦子 | 千葉県議会議員 |
| | | |
| 関係行政 機関の職員 | 成田耕二 (代理・黒井隆宏) | 財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長) |
| | 大角亨 (代理・加藤浩) | 農林水産省関東農政局長 関東農政局農林振興部地方参事官) |
| | 猪又真介 (代理・鈴木達也) | 経済産業省関東経済産業局総務企画部長 関東経済産業局総務企画部調査課総括係長) |
| | 新田慎二 (代理・高橋直人) | 国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官) |
| | 廣瀬昌由 (代理・小島昌希) | 国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所所長) |
| | 田中俊恵 (代理・勝又憲彦) | 千葉県警察本部長 交通規制課長) |
| 市町村の長を 代表する者 | 小坂泰久 | 酒々井町長 |
| 市町村議会の 議長を代表 する者 | 森亮二 | 流山市議会議長 |
| | | |

第 1 9 6 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

令和 4 年 1 0 月 3 1 日 提 出

- 第 1 号 議 案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理）
の敷地の位置（船橋市）について（付議）
- 第 2 号 議 案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理）
の敷地の位置（白井市）について（付議）
- 第 3 号 議 案 「（仮）千葉県都市づくりビジョン骨子案について」（諮問）

1．開 会

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第196回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

2．都市整備局長挨拶

司 会 初めに、高橋都市整備局長より御挨拶を申し上げます。

都市整備局長 千葉県都市整備局長の高橋でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ御出席いただきまして厚く御礼を申し上げます。また、日頃より県政に多大なる御支援、御協力をいただいておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

本日の審議会は、今年度最初の開催となります。新たに御就任いただきました委員の方々を後ほど紹介させていただきます。

本日の議題といたしましては、建築基準法の廃棄物処理施設関連が2議案、(仮称)千葉県都市づくりビジョン骨子案に関する案件が1議案の計3議案でございます。

議案の内容につきましては、後ほど担当から説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

簡単になりますが、本日開催の御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願います。

3．定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について御報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち、現在のところ20名で、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上御出席いただいております。会議は成立しております。

以上でございます。

4．新任委員の紹介

司 会 次に、本審議会の委員のうち、新たに御就任いただいた方を御紹介させていただきます。

初めに、学識経験のある者の委員として、農業分野、小池様でございます。

続きまして、県議会議員の委員として本間様でございます。

瀧田様でございます。

続きまして、関係行政機関の職員の委員として、関東財務局長の成田様に新たに御就任いただきました。本日は、代理として関東財務局千葉財務事務所次長の黒井様に御出席

いただいております。

次に、関東経済産業局総務企画部長の猪又様に新たに御就任いただきました。本日は、代理として関東経済産業局総務企画部企画調査課総括係長、鈴木様に御出席いただいております。

次に、関東運輸局長の新田様に新たに御就任いただきました。本日は、代理として関東運輸局千葉運輸支局主席運輸企画専門官、高橋様に御出席いただいております。

次に、関東地方整備局長の廣瀬様に新たに御就任いただきました。本日は代理として、関東地方整備局千葉国道事務所事務局長、小島様に御出席いただいております。

続きまして、市町村議会の議長を代表する委員として、流山市議会議長の森様に新たに御就任いただきました。

以上で新たに御就任いただきました方の紹介を終わらせていただきます。なお、本日御出席の委員の方については、御手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

続きまして、本日の審議会には、局長高橋をはじめ議案に関係する県の職員が出席しております。県の出席職員の紹介については省略させていただきます。

5．議長の指定

司 会　　それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることになっておりますので、屋井会長、よろしく願いいたします。

6．議事録署名人の指名

会 長　　委員の皆さん、お忙しいところ、今日もお集まりいただきましてどうもありがとうございました。

さて、初めに、運営規則によりまして議事録署名人を指名させていただきます。

永 村 委 員

平 田 委 員

よろしく願いします。

7．非公開議案等の審査

会 長　　次に、非公開議案等の審査ですけれども、本日の案件は恐らくないとは思いますが、非公開とすることができる規定があるわけです。事務局からの提案はありますか。

事務局　本審議会は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条に基づき、原則どおり公開で御審議いただきたいと考えております。

会 長　　よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長　　どうもありがとうございます。

それでは、非公開とする案件はないということで進めさせていただきます。

次に、傍聴人ですけれども、傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局 本日、傍聴の方はお見えになっておりません。

会 長 どうもありがとうございます。

報道関係はいかがですか。

事務局 3社お見えになってございます。

会 長 それでは、撮影可能ですし、入っていただいていますね。

(報道関係者 入場)

会 長 では、審議開始前に限り、撮影が必要であれば撮影してください。どうぞ。

(報道関係者 写真撮影等)

会 長 よろしいですか。

8. 議 案 審 議

会 長 それでは、本日御審議いただきます案件は3件でございます。

議案については御手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり朗読は省略ということで、これから議案の審議に入らせていただきます。

事務局は説明を簡潔にお願いいたします。

第1号議案

会 長 第1号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理）の敷地の位置（船橋市）について（付議）を議題といたします。

説明をよろしくお願いします。

船橋市 それでは、説明に入らせていただきます。

この議案は、株式会社ログから産業廃棄物処理施設の設置に当たり、船橋市に建築基準法第51条ただし書の規定による許可が申請されたことによるものとなります。

なお、船橋市におきましては、千葉県都市計画審議会に先立ちまして船橋市の都市計画審議会に付議しております。こちらは令和4年3月31日付けで、原案のとおり承認を受けております。

本施設は解体工事、建築工事等から発生する木くずや廃プラスチック類を破砕し、燃料チップとしてリサイクルする産業廃棄物処理施設でございます。この処理施設のうち、木くずと廃プラスチック類の破砕施設が今回の許可対象となります。

それでは、御手元の資料とスクリーンにて説明させていただきます。

初めに、資料1ページの処理施設の敷地の位置について説明いたします。

処理施設の設置者は株式会社ログ、代表取締役、金田彰でございます。敷地の位置は船橋市栄町2丁目2番5で、以前は家畜の飼料工場が立地していた跡地を新たに取得し、産業廃棄物処理施設を新築するものです。敷地面積は5,781.36平方メートル、用途地域は準工業地域に指定されております。

続きまして、資料2ページの計画概要について説明いたします。

「1.施設の種類」につきましては、産業廃棄物処理施設となります。

「2.施設の処理能力」は、新設する破砕施設が2基で、木くずは1日当たり最大で858.72トン、廃プラスチック類は520.32トン破砕処理することができます。破砕施設では、ほかに繊維くず、紙くずも処理する計画でございます。

「3.施設内の建築物」につきましては、新築する建築物が工場棟、事務所棟、制御室棟の3棟ございます。

許可の対象となるものは、破砕施設で木くずと廃プラスチック類を破砕する処理能力が1日当たり5トンを超える施設が対象となることから御審議いただくものでございます。

続きまして、敷地の位置を位置図にて説明いたします。御手元の資料では3ページとなります。

計画地はJR船橋駅から南南西方向に約1.8キロメートルに位置し、国道357号から南に約160メートルほどに位置する埋立地内の準工業地域内でございます。こちらは工業専用地域に隣接してございます。周辺には都市計画上支障となるような都市施設や学校、病院等はありません。

続きまして、搬出入計画を計画図により説明いたします。御手元の資料では4ページとなります。

計画地の搬出入路は、敷地北西側に接する幅員9メートルの東西方向に通る市道から幅員16メートルの南北方向を走る市道を介して国道357号に接続しております。施設が実際に処理する廃棄物の量は1日当たり約80トンを予定しております。処理前の資材を積んだ搬入車両と処理後の木チップ等を積んだ搬出車両の合計台数は1日最大37台を想定しております。車両は場内に待機スペースを確保することから、発生交通量による搬出入経路への過度な負担は与えないと考えております。また、搬出入経路に通学路の指定はございません。

続きまして議案概要について、御手元の資料5ページを御覧ください。

「2 審査指標」につきましては、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性、施設計画の妥当性について審査を行い、支障がない旨を確認しております。

主要な事項について申し上げますと、敷地の位置の適格性について、県及び市の都市計画と整合しており、近傍に公園などの都市施設はございません。また、敷地境界から100メートル以内には、学校や病院等はありません。また、搬出入計画の妥当性につきましては、主要な搬出入路は幅員9メートルの市道に接しており、車両の通行に支障はございません。

なお、搬出入車両台数は1日当たり37台、発生交通量は最大74台の計画となっており、発生交通量による主な搬出入路に対する影響については支障ないものと考えております。

環境対策につきましては、生活環境影響調査が実施されておりました。環境基準を遵守していることを環境部局に確認しております。

また、施設稼働後も許可に係る計画内容の徹底を環境部局と連携して指導してまいります。

続きまして、配置図にて搬出入計画について説明させていただきます。御手元の資料では6ページとなります。

本計画では、車両出入口は敷地北西側の市道にあり、出入口は1か所となっております。

そして、出入口付近には交差点はなく、一定の見通しも確保されていることから問題はないものと考えております。敷地内にある建築物については、全部で3棟ございます。北側から事務所棟、工場棟、制御室棟となります。

次に、破碎処理の流れを説明いたします。破碎施設2基は敷地南側の建築物内に設置されます。敷地北西側の市道から廃棄物を積んだ搬入車両は台費で計量した後、赤色の矢印の経路をたどって、廃棄物の品目ごとに建築物内の保管場所に荷下ろしをいたします。その後、品目ごとに前破碎機、後破碎機にて破碎処理した後、再生資源燃料として処理後の建築物内の保管場所へ運ばれる経路となっております。

廃棄物を処理する流れといたしましては、2基ある破碎機はそれぞれ単独で稼働するものではなく、前破碎機で粗破碎し、連続して後破碎機で細かく破碎する一連の流れとなっております。木チップ等の再生資源燃料は、紙を作成する製紙会社などで使用する発電機の燃料を補助する助燃材として使用されます。処理後の建築物内の保管場所から車両に積み込み搬出いたします。施設の稼働時間は午前6時から午後10時までを予定しております。また、許可対象敷地には、敷地面積に対して12%以上の緑地を設けることが今回の計画地における市の基準となっております。本計画におきましては、計画地の周囲に高さ1.8メートルの緑化フェンスを設置するほか、工場棟南側の植樹と事務所棟の屋上緑化を行うこととなっており、緑化率は12.37%となっております。

続きまして、環境関係法令等との適合状況について説明いたします。御手元の資料は7ページでございます。

本施設は産業廃棄物の破碎処理を行う施設でありまして、施設から発生する騒音及び振動の予測値は法令の基準を満たした値となっており、環境に対する影響は軽微なものと判断しております。

最後になりますが、付近建築物用途現況図について説明させていただきます。スクリーンのほうを御覧いただければと思います。

計画地から100メートルの範囲には、学校や病院などの施設は立地しておりません。そして、計画地の用途地域は準工業地域であることから住宅の立地も可能ではございますが、工業専用地域に隣接していることもあり、計画地までの搬出入路沿いは運輸施設や工業施設の立地が主なエリアとなっております。また、計画地東側には住宅が立地しておりますが、運河を挟んでおりまして距離が離れていることから、産業廃棄物処理施設が立地することによる影響は少ないものと考えております。

なお、計画敷地境界から200メートル以内の居住者に対しましては計画の周知及び説明会を実施しまして、特段反対の意見はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

委 員 破碎施設2基について質問があります。木くずと廃プラスチック、それぞれこのような858トンとかと書いてあるんですけども、この2基は別々の系統ですか。先ほどの地図には前破碎機と後破碎機というのがあったんですが、この2基と前処理と後処理の関係はどういうふうになっていますか。

会 長 よろしく申し上げます。

船橋市 私のほうから説明させていただきます。

こちらの破砕機につきましては、1つの破砕機となっております。前破砕機と後破砕機でワンセットになります。したがって、その一連の流れの中で最大の処理量がそれぞれ、木くずが858.72トン、廃プラスチック類が520.32トンとなります。

委員 そうすると、これを足すと1,380ぐらいになるんですが、1日にそれだけ処理できるわけではないということですよ。

船橋市 はい、そのとおりでございます。

委員 安心しました。2号議案と比べて処理能力の数字、台数やら敷地面積に比べて処理能力のほうが大きいので、ちょっとどういう数字かなと思ったのですが、分かりました。ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして採決したいと思います。

第1号議案を原案に異議のない旨答申することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

会長 どうもありがとうございました。全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第1号議案について原案に異議ない旨答申することに決定いたします。

第2号議案

会長 続けて、第2号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理）の敷地の位置（白井市）について（付議）を議題といたします。よろしく申し上げます。

事務局 それでは、第2号議案について、説明させていただきます。

議案書の1ページの処理施設の敷地の位置またはスクリーンを御覧ください。

設置者は株式会社IWD代表取締役、杉山孝です。敷地の位置は白井市平塚に位置しており、敷地面積は1万5,641.59平方メートルで、用途地域は工業専用地域、一部工業地域となっております。

続きまして、2ページの計画概要書またはスクリーンを御覧ください。

「1.施設の種類」は産業廃棄物処理施設です。今回の許可対象施設は「2.施設の処理能力」にありますように、既設の破砕施設が2基と入替えを行う木くず、がれき類、廃プラスチック類の破砕施設が1基となります。

それぞれの処理能力は記載のとおりです。この施設は平成13年度に許可を取得しております。品目ごとの合計処理能力は前回許可の1.5倍未満のため、処理能力上は許可不要となりますが、敷地の拡張を伴うため、改めて建築基準法第51条ただし書の許可が必要となるものです。

なお、建築物は既存の工場1棟に加え、事務所と工場の2棟を新築する計画となっております。

次に、3ページの位置図またはスクリーンを御覧ください。

敷地は北総鉄道小室駅から北へ約3.5キロメートルの白井工業団地内にあり、工業専用地域、一部工業地域に位置しております。周辺には都市計画上支障となるような都市施設や学校、病院等はありません。

次に、4ページの位置図またはスクリーンを御覧ください。

主な搬出入経路は青色に塗られた幅員10.9メートルの市道です。市道沿いの工業地域部分は沿道利用地区となっており、住宅や老人ホーム等の建築が制限されています。

なお、今回の計画地は赤色で着色されている箇所であり、そのうち敷地を拡張する部分につきましては、中央部にある点線より東側の斜線部分となります。また、敷地の面積は右側にある表のとおり1万5,641.59平方メートル、許可を受けている既存部分が9,155.87平方メートル、今回拡張する部分が6,485.72平方メートルとなります。

5ページの議案概要またはスクリーンを御覧ください。

「2 審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性及び施設計画の妥当性について審査をし、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

主要な事項について申し上げますと、まず敷地の位置の適格性について、県及び市の都市計画と整合しており、近傍に公園などの都市施設はありません。また、敷地境界から100メートル以内には学校や病院等はありません。

次に、搬出入計画の妥当性について、主要な搬出入路は幅員10.9メートルの市道に接しており、車両の通行に支障はありません。

なお、処理前の資材を積んだ搬入車両と処理後の木チップ等を積んだ搬出車両の合計台数は1日当たり最大70台の計画となっており、発生交通量としては140台となります。これは現在の発生交通量と変わらないものであり、主な搬出入路に対する影響について支障ないものと考えております。

最後に、施設計画の妥当性について、廃棄物処理法に基づき各施設が配置され、適切に管理されていることから支障ないものと考えております。

6ページの位置図またはスクリーンを御覧ください。

周辺の赤色の一点鎖線で囲ってある部分が処理施設の敷地です。

なお、敷地内中央にあります黒色の点線部分の下側に当たる部分が今回の計画により拡張される敷地部分となります。実線の赤枠部分が対象地の建築物で3棟あり、新設の事務所、新設の工場（選別ヤード）、既設の工場（破碎施設）となります。また、既設の「破碎機2」、がれき類破碎施設と入れ替えを行う「破碎機3」、廃プラスチック類・木くず・がれき類破碎施設は屋外にあります。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しております。受け入れる産業廃棄物は、主に建設系産業廃棄物でございます。搬入時にトラックスケールにて計量した後、新築される工場にて選別され、品目ごとの破碎施設に運び込まれ処理されます。

処理の詳細について御説明いたします。

施設内には、既存の施設として緑色で示す「破碎機1」、木くず破碎機と「破碎機2」、がれき類破碎機の2基と、既存破碎機と入れ替えて新たに設置する施設としてピンク色で示す「破碎機3」、廃プラスチック類・木くず・がれき類破碎機1基の合計3基があります。

まず、既存の木くず破砕機ですが、工場にて選別された木くずは処理前保管施設にて保管された後、破砕施設で木チップに処理され、処理後保管施設から敷地の拡張部分を通して搬出されます。がれき類についても、工場にて選別された後、重量による選別や手選別を経て破砕機にかけられます。処理後は保管施設から搬出され、主に道路舗装等に用いられる再生路盤材になります。

最後に、今回施設の入替えを行う廃プラスチック類等の破砕施設ですが、工場にて選別後、処理前保管施設で保管された後、破砕機にかけられます。破砕後は処理後保管施設から搬出され、処理物は搬出先にてプラスチックの原料や、木くず破砕施設での処理後製品である木チップとともに廃棄物発電のための燃料になります。

なお、計画地内は樹木などによる緑化を行っており、緑化率は10%となっております。7ページの環境関係法令との適合状況またはスクリーンを御覧ください。

環境関係法令については、騒音及び悪臭について環境対策が求められますが、基準に適合した計画となっていることを環境部局において確認しており、環境に対する影響については支障がないものと考えております。

最後に、敷地の周辺状況についてスクリーンを御覧ください。

これは敷地境界から周囲100メートルのラインと200メートルのラインを示しており、建築物の用途につきましては、紫色が工業施設、青色が事務所、黄色が住宅となっております。100メートルの範囲には事務所と工業施設、200メートルの範囲には工業施設に加え住宅3軒となっております。付近には学校、病院等はありません。

なお、200メートル以内の事業者及び近隣住民に今回の計画を説明したところ、特に反対意見はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。

ただいま第2号議案について事務局の説明が終わりました。委員の方々から何か御意見、御質問等ございましたらよろしくお願い致します。

御丁寧な説明もいただきましたし、ありませんということです。どうもありがとうございました。

それでは、採決に入りたいと思います。

第2号議案について原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

会 長 どうもありがとうございました。全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第2号議案を原案どおり可決することに決定します。

第3号議案

会 長 次に、第3号議案 「(仮)千葉県都市づくりビジョン骨子案について」(諮問)を議題といたします。

特に今回は、県で今検討している都市づくりビジョンの策定に当たって、本審議会の委員の様々な立場からの御意見をいただき、それを踏まえて策定していきたいということでございますので、まず今日は、その骨子案について御意見をいただくものであります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 第3号議案（仮称）千葉県都市づくりビジョン骨子案について御説明いたします。

骨子案の概要につきましては、議案書のインデックス3にあります資料のとおりとなりますが、実際の骨子案、策定の経緯、また今後のスケジュールについては、別途資料として配布させていただいておりますので、今日はこちらの資料で御説明させていただきます。

まず、都市づくりビジョンにつきましては、社会経済情勢が大きく変化している中、2025年、令和7年度の都市計画区域マスタープランの見直しに向け、広域自治体である県として、今後の都市づくりの方向性を示す必要があると考え、今回、初めて策定するものになります。

策定に当たりましては、今回の審議会で、まずは骨子案について御説明させていただき、委員の皆様の様々な立場からの御意見をお聞きして、それを踏まえて「都市づくりビジョン」の原案を作成していきたいと考えております。

資料1を1枚めくっていただくと、目次として7項目を示しており、今日はこちらの項目の内容を簡潔にまとめたものをスクリーンにお示ししながら御説明させていただきます。

初めに、「1.都市づくりビジョン策定の背景と必要性」になります。スクリーンを御覧ください。

策定の背景としましては、の「人口の変化」からの「都市計画の現状」の6つを挙げております。

まず「人口の変化」として、資料1の1ページのグラフは、県総合計画で示している千葉県の人口推移になります。昨年度、県が行った推計では、2020年に628万4,000人であった県の人口は年々減少し、2060年には514万8,000人まで減少すると予測されております。

2ページは、「市町村別人口の増減」として、実績と推計の図面を挙げており、左側の実績の図面では、東葛・湾岸地区は人口増加しておりますが、南房総地区などでは人口が減少しております。

右側の図面は、国立社会保障・人口問題研究所が推計した結果を図示したもので、青の色が濃いほど人口が減少するとしており、一部の市を除き、ほとんどの市町村が1万人以上減少すると推計されております。

3ページは「高齢化率」の図面であり、1970年の時点においても、南房総や九十九里地区は千葉・東葛地区と比べて高齢化率は高く、2045年には千葉・東葛地区が30%以上となる中、南房総や九十九里地区では50%以上になるとされております。

下の図は、これまでのD I D地区の変化を表しており、高度成長期であった1960年から2020年までのD I D地区の変化を見ると面積は3倍になっておりますが、一部では人口減によりD I D地区でなくなった地区も出てきております。

4ページの市街化区域内の人口密度の低下などについては、市街地内、特に中心市街地

や郊外の住宅団地において、写真にありますような空き家や空き地が発生する都市のスポンジ化が課題であるとしております。

次の背景としましては、 の「都市の持続性」としております。「災害に強い都市」と「SDGsの達成」を挙げており、地震や風水害など災害に強い社会資本の整備が求められていること、また、SDGsの達成に向けて持続可能な都市づくりが求められているとしております。

5ページの は「広域インフラの整備」になります。お示ししている図面は、総合計画に掲載している千葉県広域道路ネットワーク図になります。骨子案では広域道路ネットワークの整備の進展、また成田空港の更なる機能強化など、新たなポテンシャルを活用する都市づくりが求められているとしております。

6ページには「ライフスタイルの変化」や「ICTの進展」を挙げており、新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機としたテレワークや二地域居住など、ライフスタイルの変化などへの対応や、急速に進展しているICTなどのデジタル技術を生かした都市づくりが求められているとしております。

続きまして、7ページの「都市計画の現状」です。

まず、「都市計画区域の指定状況」として、図面にある四角の地区名がそれぞれの都市計画区域を表しており、千葉県では、概ね市町村ごとに都市計画区域が指定されていることから、市町村単位での都市計画が行われております。また、図面で着色されていない箇所は都市計画区域が定められていない箇所であり、面積ベースでは3分の1が都市計画区域外となっております。

8ページは「都市計画区域マスタープラン」になります。区域マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを示しており、図にありますとおり、市町村が定めるマスタープラン、また用途地域などの具体の都市計画については、それぞれの区域マスタープランに基づき定められることとなります。現在の区域マスタープランは、平成27年度、西暦では2015年度に10年後の2025年度を目標年次として決定しております。従いまして、目標年次となる2025年度には10年ぶりの区域マスタープランの見直しが必要となっております。

これまで御説明しました人口減少・超高齢化の状況や持続可能な都市づくりへの対応、また広域道路ネットワークの整備の進展、そして市町村単位で都市計画が実施されている状況などから、8ページの下段にありますとおり、都市づくりビジョンの策定の必要性を整理いたしました。

必要性といたしましては、県民の生活圈、経済活動の広域化や広域道路ネットワークの整備等の進展により、市町村の行政区域を超えた広域的な視点での都市づくりが必要となっていること。また、市町村ごとで都市計画が実施されていることから、隣接する市町村間で土地利用や都市計画道路の不整合が生じるなどの事例もあること。そのようなことから、広域自治体である県は、長期的、広域的な視点に立った市町村間の調整を担い、県内の都市づくりがより良い方向に進むよう、県、市町村、県民など、県全体で共有すべき都市づくりの方向性を示す必要があることから都市づくりビジョンを策定していくことといたしました。

続いて、都市づくりビジョンの概要について御説明いたします。資料9ページを御覧

ください。

「2.都市づくりビジョン策定の目的と位置付け」になります。

まず「目的」としましては、広域自治体として、概ね30年先を見据え、現行の都市計画区域の枠に留まらず県土全体を対象とし、広域的な視点から都市の姿を描き、県民の暮らしや仕事などの基盤となる都市づくりの考え方や方向性を示すことを目的としております。

また位置付けとしては、図にありますように、昨年度策定した千葉県総合計画と都市計画の上位計画である、法に基づき定める都市計画区域マスタープランとを繋ぐ任意の計画としております。

次に、「3.都市づくりの課題の整理」としましては、都市づくりビジョンでは、都市づくりの課題を「構造」や「安全・安心」など6つの視点から整理することとしております。

10ページでは、これらの6つの視点ごとの課題について整理しております。

まず「構造」では、人口減少、少子高齢化の進行による都市や集落の機能の低下や高速道路などのネットワークの拡充整備を挙げております。

次に、「安全・安心」には、地震への対応や頻発・激甚化する集中豪雨などによる水災害、土砂災害への対応などを、「暮らし」では、新型コロナを契機とした働き方などの変化への対応や、中心市街地や郊外団地などで空き家の増加が課題であるとしております。次の「産業」では、新たな産業用地の確保を、また「環境」では脱炭素の実現や緑の保全などを、そして「マネジメント」では、効率的なインフラの維持管理や自治体の財政の逼迫などが課題であるとしております。

11ページは「4.千葉県が目指すべき『都市の姿』」になります。

先ほどの6つの視点を図で示し、視点の丸の中にそれぞれの目標を一緒に記載しております。例えば構造では、目標を「地域の個性を生かしたコンパクトな都市」とするなどとし、全体として千葉県の目指す都市の姿を「多様化するライフスタイルに対応し、暮らし続けたいと思える魅力あふれる豊かな都市」といたしました。

12ページを御覧ください。「5.都市づくりの目標と方向性」を整理して記載しております。都市づくりビジョンには、目指すべき都市の姿の具現化に向け、先ほど6つの視点の目標と10の方向性を示し、それぞれの方向性に対する具体の方針を示していくこととしております。12ページでは、それぞれの目標に対する10の方向性を同じ色に色分けしており、黒の矢印は、それぞれの方向性に対する具体の方針を示していくことを表しております。

それでは、それぞれの「方向性に対する方針」について御説明いたします。資料の13ページを御覧ください。

初めの視点は「構造」になります。目標として、「地域の個性を生かしたコンパクトな都市」としており、これまで進めてきている集約型都市構造を目指すコンパクトなまちづくりを引き続き位置づけることとし、方向性1として「多様な拠点を持つコンパクトな都市づくり」としております。

方針1は「地域に必要な居住や都市機能の誘導によるコンパクトな都市づくり」とし、医療や福祉・商業等の生活に必要な都市機能の集積、また、コンパクトな都市づくりと

連携した公共交通ネットワークの形成などについて記載していくこととしております。

方針2は「多様な都市機能が集約した広域的な拠点や地域の中心となる拠点づくり」とし、大規模商業施設や文化施設などが集積した広域拠点の形成や各拠点へのアクセスの確保などについて記載してまいります。

また、方針3には「生活拠点づくり」を、方針4には「小さな拠点づくり」についても記載してまいります。

方向性2は「拠点をつなぐネットワークづくり」として、方針を3つ掲げております。

方針1は「大きな拠点を結ぶ道路ネットワークづくり」として、首都圏のネットワークを形成する高速道路等の整備や、成田空港などの拠点へのアクセス性向上のための広域道路ネットワークの整備について記載してまいります。

方針2は「拠点どうしを結ぶ交通ネットワークづくり」として、デジタル技術を取り入れた持続可能な公共交通ネットワークの整備について、方針3には「ウォークアブルなまちなかの歩道や自転車道のネットワークづくり」として、歩行者などを優先したまちなかのネットワークづくりの整備について記載してまいります。

次に、資料15ページは「安全・安心」の視点になります。

頻発・激甚化する風水害等を踏まえ、目標を「災害に強く人々が安心して暮らせる安全な都市」、また、方向性3を「地震・風水害など災害に強い安全な都市づくり」としております。

方針を3つ掲げており、方針1は「地震に強い都市づくりの推進」として、住宅などの耐震化や不燃化の促進などについて記載していくこととしております。

方針2は「風水災害に強い都市づくりの推進」とし、水災害の発生リスクが低い地域への居住などの誘導や流域治水の推進、また、浸水被害を軽減する機能を有する樹林地などの活用などについて記載してまいります。

方針3は「誰もが安心して暮らせる都市づくり」とし、通学路など、安全で快適に通行できる環境の整備などについて記載してまいります。

次に、16ページ、「暮らし」の視点になります。

新型コロナウイルスの拡大を契機としたライフスタイルなどの変化や都市のスポンジ化といった課題に対応していくため、目標を「多様なライフスタイルが実現できる魅力ある都市」、また、方向性4では「多様なライフスタイルが実現でき人にやさしい都市づくり」としております。

方針を3つ掲げ、テレワークやワーケーションなど場所にとらわれない多様な働き方への対応や二地域居住の推進などを方針1の「多様なライフスタイルの選択ができWell-Beingを実現できる都市づくり」に記載し、次に、子育てに関する方針として「安心して子育てができる環境づくり」を、そして、高齢者など誰もが安心できる住環境の整備や利用しやすい公共交通の確保などを方針3の「健康で元気に暮らせる都市づくり」に記載してまいります。

また、方向性5は「空き家や空き施設を再生し賑わいのある都市づくり」としており、方針1は「賑わいのある中心市街地や多世代が暮らし続けられる住宅団地の再生」、また、方針2には「空き家、空き地、未利用公共施設などを活用した地域の活性化」とし、住宅団地の再生や既存ストックを有効活用したりノベーションなどについて記載してまいり

ます。

続きまして、資料18ページは「産業」の視点になります。

引き続き高速道路のインターチェンジ周辺や成田空港などのポテンシャルが高い地域、また、それ以外の地域においても、それぞれの地域資源を生かした産業の集積を目指し、目標を「地域の資源を生かした多様な働く場のある活力ある都市」、また、方向性6を「多様な産業が成長する都市づくり」としております。

方針1は「高速道路インターチェンジ等を生かした産業の受け皿づくり」として、ポテンシャルの高い地域への産業集積のための受け皿づくりなどについて記載してまいります。方針2は「産業のイノベーションに対応する都市づくり」として、県内において計画されている洋上風力発電事業の進展などによる再生可能エネルギー関連産業の集積などについて記載していくこととしております。また、方針3は「地域の歴史や景観を生かした魅力ある観光都市づくり」としてあり、方針4の「農林水産業と共生する都市づくり」には、地域の特性を生かした六次産業化など、農林水産業と共生する拠点の形成について記載してまいります。

次に、資料20ページ、「環境」の視点になります。

目標については「環境と景観に配慮したエコな都市」としてあります。

県では、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行っており、方向性7として「カーボンニュートラルに取り組む都市づくり」を位置づけることとしてあります。方針1は「環境と調和のとれた持続可能で魅力ある都市づくり」として、コンパクトな都市づくりの推進やデジタル技術を活用したエネルギーの最適化など、スマートシティの取組について記載してまいります。

方向性8は「身近な緑や景観を守り育む都市づくり」として、「住民の愛着と誇りが生まれる景観づくり」や「身近に緑があふれる都市づくり」、また、「里山・里海を守る都市づくり」を方針に位置づけてまいります。

最後に「マネジメント」の視点では、目標を「経営的視点に立った効率的で持続可能な都市」、また、方向性9では「都市経営の視点に立った官民連携による持続可能な都市づくり」としてあります。財政支出の抑制につながるといった財政面の効果を踏まえ、コンパクトな都市づくりによるインフラなどの維持管理費用の縮減や複数市町村による文化ホールや拠点病院などの分担化や広域連携などを方針1の「都市機能の集約やインフラの広域化・共同化による効率的な都市づくり」に記載してまいります。また、再生可能エネルギーなどに対する民間のノウハウの活用などについて、方針2の「官民連携による財源を創出する都市づくり」に記載してまいります。

最後に、方向性10は「ICT等の新技術を生かした豊かで便利なスマートな都市づくり」として方針を2つ掲げ、ICTの活用による都市や地域の課題への対応についてなどを方針1の「ICT等を活用した豊かで便利な暮らしの実現」に、また、方針2の「Society5.0時代におけるスマートシティの促進」には自動運転技術などの活用について記載してまいります。

ここまでスクリーンにお示しする目指すべき都市の姿の実現に向けた今後の都市づくりの目標や方針について御説明してまいりました。これらの都市づくりを実現するためには、広域的な視点に立った都市計画の視点が重要であると考え、資料23ページでは、「6.広域

な都市づくりの視点」としておりますので、順番に御説明させていただきます。

まず、(1)は「広域道路ネットワークの構築」としてあります。成田空港や千葉港などの国際拠点と県内の各都市、地域を結ぶ広域道路ネットワークづくりは、広域的な視点としても重要であると考えております。

次に、(2)には「流域治水等の広域的な防災・減災対策」として、複数の市町村にまたがった流域全体で水害を軽減させる流域治水の推進や、広域的な視点からグリーンインフラとしての機能を有する緑地を保全していくことが重要であると考えております。

次に、(3)には「インターチェンジ等を生かした産業の受け皿づくり」として、引き続きインターチェンジや成田空港周辺などの産業立地のポテンシャルが高い地域において、広域的な視点に立って、それぞれの地域の特性に応じた目指すべき産業集積の受け皿づくりや、また、今後整備が進められていく北千葉道路などの広域道路の沿線地域において、広域的な視点に立った新たな都市づくりを進めてまいります。

(4)の県全域で進めていく必要がある「カーボンニュートラルな都市づくり」につきましては、コンパクトな都市づくりによるエネルギー消費量の削減やICTなどの新技術を活用したエネルギーの最適化などを目指してまいります。

次に、(5)の「広域的な視点に立った土地利用」としましては、大規模集客施設などが立地しますと一市町村にとどまらず、周辺市町村にも波及効果や影響が生じますので、「広域的な視点に立った土地利用調整」としてあります。

資料24ページの(6)は「公共施設等の広域・共同化と効率的な都市経営」としてあり、複数の市町村が連携して、図書館などの文化施設や污水处理施設などの公共施設を広域化、共同化する都市経営が広域的な視点としても重要であると考えております。

最後に、これまで御説明しました目指すべき都市の姿や広域な都市づくりを実現していくための今後の取組について御説明いたします。

資料25ページ、「7. 今後の都市づくりを支える取組」として6つの取組を挙げております。

まず、「(1)広域的な視点に立ったマスタープラン策定」として、複数の市町村を圏域とする広域的な視点に立ったマスタープランの策定に取り組んでまいります。

次に、「(2)DXを活用した都市づくりの見える化と情報発信」として、デジタル技術を活用した都市づくりの見える化の促進や都市計画に関する基礎情報のオープン化などに取り組んでまいります。

(3)では、都市の課題に対応するためには多様な分野との連携が必要となることから、「産業・環境・福祉・防災分野等との施策の連携」としてあります。

(4)は「ICT等の新技術の導入、社会実験の促進」とし、(5)では、エリアマネジメントの促進や積極的に民間活力を生かした都市づくりを推進していくため、「産・官・学・民の連携と民間活力の導入」の取組を位置づけてあります。

最後に26ページ、今後の都市づくりを進めていくに当たっては、都市づくりを考える機会の提供と県民参加を促進していくことが必要であります。

また、未来の都市づくりの担い手である子供たちに都市づくりを学んでいてもらいたいため、(6)として「県民参加や子どもたちの都市づくりを学ぶ機会・場の提供」を位置づけてあります。

続いて、策定に係るこれまでの経緯と今後のスケジュールについて御説明いたします。御手元の資料2またはスクリーンを御覧ください。

都市づくりビジョンについては、専門的な立場からの意見を聴くため令和元年度に検討会を設置しており、委員名簿にある10名の各種専門委員から30年後の問題や課題、またビジョンに盛り込んでいく内容などについて御意見をいただき、骨子案策定に当たり都市づくりの課題を整理し、先ほど御説明しました都市づくりの目標と方向性などについて確認してまいりました。

また、検討会とは他に、市町村から都市づくりの課題や方向性について意見を聴くため、意見交換会やアンケート調査も行っております。

次に、資料3は今後のスケジュールになります。

本日の審議会は、上から2番目にある緑のフロアになります。原案策定に当たりましては、本日、審議会委員の様々な立場からの御意見を踏まえるとともに、庁内や市町村とも調整した上で進めてまいります。

原案については、次回の審議会、現時点では1月中旬頃の開催を想定しておりますが、この審議会で原案についても委員の皆様から御意見をいただければと考えております。その後、パブリックコメントで県民から意見を伺い、来年5月には策定、公表してまいりたいと考えております。

以上が都市づくりビジョン骨子案になります。皆様の御意見をよろしく願います。

会 長 どうもありがとうございました。

ただいま第3号議案について説明をしていただきました。

それでは、ここからは委員の皆様の見聞をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。御質問でも構いません。

委 員 すばらしい案をありがとうございました。私、いつも思っていることなのですが、これの5ページにアクアラインからずっと入って圏央道が記されていますよね。この圏央道の西側については、それなりの人口があると思うのですが、東側についてはどんどん人口が減っているような状況なのです。この間も県議会のほうで、実は1票の格差だとか何とかということが問題になって見直したりもしたのですが、人口減少が止まらない状況にあって、ほとんど産業もない。この辺の市町村長さんたちの意見を聴くと、内部で税収を上げることはなかなか不可能で、外からお金を持ってきて投資でもしてもらわなかったら、この町の存続はなくなってしまうよというような話も大分聞いています。圏央道の東側のほう、千葉県も半島性であることから、人口なんかも東低西高というような形になっていますよね。私も、この地域のほうへ昼間出かけていっても人通りもあんまり見えないような状況なのです。これは千葉県としての一番の課題ではないのですか。まして都市計画の関係の一番の課題であって、医療資源なんかも、県立病院も診療科目によってはお医者さんがいないということで閉鎖されていたり、あるいは公共交通ですよね。鉄道なんかもありますけれども、あそこへも県のほうからお金を大分繰り入れています。それでやっと存続させているような状況にあって、このままいったら本当にどうなるのかなと。

農業人口なんかも東側のほうは結構多かったのですが、農業は後を継いでいる後継者が

いなくて半減してしまっています。ですから、農業県千葉なんていうことは、もちろん、これから言えなくなると思います。かつては全国で第2位か何かの生産量を誇ったのですが、今、たしか4位か5位に落ちているのだと思いますが、こっちから人がいなくなってしまう。無指定の区域もこっち側は結構あるようなのですが、市街化に発展しないようにということで法律で抑えられているので難しいのかもしれませんが、地区計画で開発するだとか、そういう手法もたしかありますが、もう少し何とかしてあげないと、圏央道の東側の市町村は参ってしまいます。何とかこっち側のほうも具体的にしっかりと考えていただけるように、ひとつお願いをしたいと思います。

会 長 どうもありがとうございました。オール千葉で考えようというのが今回のビジョンですから、大変重要な御指摘、ポイントだと思いますが、今の段階でお答えいただいてもいいし、あるいはある程度意見が出てきてからお答えいただいても結構です。

事務局 御意見ありがとうございます。

今、先生がおっしゃられた圏央道から東側は人口が結構減少しているということとか、医療とか公共交通存続のお話がありました。やはり人口を維持するには、まずは産業、働く場が必要だと我々は考えておまして、その辺、この骨子の18ページの「多様な産業が成長する都市づくり」ということで、今、千葉県では、広域道路ネットワークはここ数年でかなり進捗してございます。そういった広域道路のインターチェンジ等、いわゆるポテンシャルのあるような地域に多様な産業が進出してこれるように受け皿づくりということで、現在でも都市計画課がワンストップ窓口となり、市町村等の開発の相談を受けている状況でございます。そういったところをどんどん促進させて、地域にまず産業、働き場をつくって人口減少をとどめていきたいというような考えを持ってございます。

以上でございます。

会 長 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

ここで私が事務局の話の腰を折ってはいけないのだけれども、今のお答えでも一定程度は理解しました。ただ、まさに今、骨子ですから、案の中身を深めて、そして高めていこうという段階ですので、ぜひ広域という視点で都市計画を改めて考えようと言っているところですから、まさに今の御議論なんかを踏まえて、そもそも30年後でしょう。ですから、それぞれの地域の方々なんかもこの問題、全国で共通する課題でもあるし、千葉においても、やはり深刻な課題になってくるということの認識の下で、地域の皆さんも一緒に議論に参加できるような形を取りながら進めていただけるとありがたいと思います。ここでどうしようと今日決めたりなんかする問題ではないし、解決策が今日出てくるわけでもないわけですが、非常に重要な点というのをまずは我々の中で共有しておきたいと思います。どうもありがとうございます。続けて議論ができるといいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ。

委 員 すみません、ちょっと教えてください。都市づくりビジョンで最後の25ページのところ、今回、広域的だということで非常に強く意識しているのはよく分かるのですが、県としても、当然、広域自治体としてということでやっていただきたいと思いますが、今、47の都市計画区域があって、複数の市町村を圏域とする広域的な視点に立った都市マスをつくるということですが、そうすると、当然、その組合せだとか、各地域の、今までそれぞれが持っている都市マスをどこかで整合させて区域を指定するということ、

これはそういう意味なのですか。どういう意味なのか、ちょっとよく分からないのでお願いします。

事務局 御質問ありがとうございます。

25ページに書いた広域的な視点に立ったマスタープランの策定ですが、今ある都市計画区域を統合とか、そういったところまでまだ議論としては煮詰まってないというようなところでございまして、今現在、各市町村、ほぼ市町村ごとで決定しています都市計画区域に基づいた都市計画区域マスタープランを策定してこれは今後検討していく必要がございますが、県内を幾つかの圏域に分けて、それぞれの地域で都市づくりを考えていこうと。もちろん考えていく場には地元市町村の御参加を願って、市町村と連携して作ってまいりたいと考えてございます。

委員 ありがとうございます。ちょっと歯切れがよくない感じがするのですけれども、実際、今言われているのは、個々の都市マスをもう少し広域でやらなければいけないのということをお県が明確にするということではないのですか。

会長 御質問ですけれども、いかがでしょうか。

事務局 今現在、ある圏域で、県として都市づくりの方向性を示したものがないので、そういったものを作っていきたいということになります。

委員 分かりました。作業として多分大変な作業があるのだらうと思います。それぞれの都市マス、各市町村、それと都市計画区域を持っていますので、例えば今、既に複数の都市計画区域を持っているところもありますけれども、ここに書いてあるとおり、広域的な視点というのは非常に大事なので、ぜひ各市町村としっかりと協議を進めていただいて、ここに書いてあるとおりになるようお願いしたいと思います。

以上です。

会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。どうぞ。

委員 先ほどの中で農業振興とか水産振興といろいろ書かれています。今、どこの土産物を見ても、地元で作っているというよりも九州などで作っていたりする。東京の品物であっても、ほとんど東京で作ってない、みんな地方に行って作っているわけです。その中で、こちらにも出ていた19ページの食品加工工場とか、口だけではなくして、それに合わせて、やはり都市計画だけではなくして、工場誘致を地元産業と一体となってやるような方針を取っていくことでなければ、ただ名前だけ云々ではなくして、やはりそういったところを考えていくべきではないかなと思います。

この間も高知県に行ってカツオの云々といったら、焼津で作ったやつが高知の産物として売っているわけです。それは、やはり今のインターネットの時代の中で、どこでも九州の品物はたくさん出ているというのは、そこには工場地帯があるということ。千葉県の場合には、そういった加工する工場があまりない。そういったところを行政がどう取り入れていくか、産業誘致部局と一体となって誘致して、その中で会社がこちらに来てもらう。道路のほうも、先ほど言った圏央道とか、いろいろな形ができていても、その周辺の中で生かせる環境というのはどうなのかなと。

首都圏に近いというだけで、今までは食べていけたから、あまり工場というものは考えてなかったと思うけれども、雇用人口は、さっき委員がお話をしていたように、そこに

働く場所を確保しなければ、人はどんどん過疎化されていくわけですから、そういったところを踏まえた中で、やはり産業誘致と都市計画というのを一体の中で考えていかなければ、私は時代に合った形にはならないのではないかなと思っています。

食べ物一つにしても、味のいいものをみんな求めてくるわけです。東京の食べ物屋さんの有名なカレーのもとをどこで作っているのかといったら、ほとんど全く違ったところで作っているわけです。ブランドは東京のたいめいけんとか、いろいろなブランドであって、みんな地方で作られている。千葉県が農業県だという中で、そういった原料があるわけだから、きちんとした形の中、道路状況がよくなってきている中で、ただ食品加工工場があるとかだけではなく、そういうことも考えて産業振興に努めていくことを考えてもらえたらありがたいと思っています。

以上です。

会 長 貴重な御意見どうもありがとうございます。これに関しては何かありますか。ありましたら、どうぞ。

事務局 御意見ありがとうございます。

産業の部分につきましては、先ほども申しました骨子の18ページの「多様な産業が成長する都市づくり」で商工労働部局と共に今後原案作成に盛り込んでまいりたいと思います。

会 長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。どうぞ。

委 員 ありがとうございます。私のほうから3点ほど申し上げます。

まず、今回、都市づくりビジョンというのを千葉県で初めてつくられるということで、資料1のほうを見させていただいて、9ページのところを見ると任意計画ということで、別につくらなくていいものをわざわざつくるところで非常に攻めたというか、精鋭的なことをやられるのかという、結構わくわくした印象を持って見させていただいておりました。

ただ、後ろのほうを見ていくと、例えば11ページ、12ページの「千葉県の目指すべき『都市の姿』」ですとか「都市づくりの目標と方向性」というようなところを見させていただいても、千葉県ではなくても書ける内容だなと。以前、私は福岡に住んでいたのですが、福岡でも使える内容だよというような印象を持ってしまったのです。

なぜかなと考えたときに、千葉県の強みとか弱みみたいなところがこの都市ビジョンにあまり表れていなくて、まだ骨子だから書き込まれていないのかがちょっとよく分からないのですけれども、実際、千葉でどういう都市を目指していくのかというところがあまり書き込まれてないというのが印象でした。千葉県って、幕張のようなすごい都市みたいなのところがありつつ、非線引きの都市計画区域みたいなものがかなり広域にあるというような結構特徴のある地域だと思うのですけれども、そうした強みを生かすとか弱みを克服するみたいなことがもう少しビジョンとして出されてくると、法定計画を作るときに、自分たちはこういう地域の強みを生かせばいいんだ、弱みを克服しないといけないのだというようなよりどころにもなるのかと思いましたので、そのあたり、もしかしたら、あえてなのかもしれないのですけれども、もう少し千葉県らしさが見えるビジョンになるといいのかなという感想を持ちました。

それから2点目ですけれども、2ページ、3ページに人口の増減ですとか、分析がいろいろ載っているのですけれども、私はこれを見て非常に驚いたのが、千葉県のような地域でも、人口減少が非常に進んでいくというのが垣間見える。私の印象からすると、房総のほうはそういった傾向があるのかと思っていたのですけれども、例えば2ページの右側の図を見ると、千葉市ですとか、私は八千代市に住んでいますけれども、八千代とか船橋といった、今、比較的人が多く、人口が増えそうだと思っているような地域でも、もう30年後には真っ青になっているというところを見ると、今後、今と同じような都市整備の方針だと、インフラの経営とか整備みたいなことが難しくなるのかという気はするのです。これは千葉だけではないと思うのですけれども、そうなったときに人口減少の社会、千葉に向けた都市施設、インフラの新規の整備とか維持というのを、30年後を見据えてどう考えていくのかというような具体的な方針があまり見えてこないかという気がしましたので、そのあたりの経営的な視点みたいなところをどう考えられているのかが気になりました。

それから3点目ですけれども、私は環境衛生分野ということで入らせていただいております。ふだん景観ですとか景観まちづくり、市民参画みたいなのを専門に活動しているのですけれども、今回、20ページに環境の分野として「環境と景観に配慮したエコな都市」というのをわざわざ方針、目標で挙げていただいております。例えばエネルギー、エコ、環境で言うと、洋上風力発電等ということも挙げていただいているのですけれども、一方で下方にある景観を見ていくと「里山・里海を守る都市づくり」というようなことが書かれています。

これはどちらも大事だと思うのですけれども、例えば今、洋上風力発電、外房のほうで促進地域に指定されるかもということで取り組んでいるときに、あのあたりの強みが何で、何の景観を守ってどうやっていくのかという、洋上風力と景観とどう考えていくかというような視点がなかなかバランスが取れていない。それというのは、千葉県の中での一次産業とか自然を生かす視点というのがめりはりがあまり書かれてない、指摘されていないというところがあるのかなと思っておりまして、今回、都市ビジョンの中で、あえて里山、里海とか、あるいは、その前の目標で六次産業みたいなことを出されたというところで、そのあたり、千葉県として景観ですとか環境といった方針も、今後書き込んでいくのかもしれないのですけれども、もしあれば教えていただきたいと思いました。

すみません、ちょっと長くなりましたが、3点です。

会 長 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。もう少し意見をお伺いしてからでも結構なのですけれども、では、どうぞ、続けてお願いします。

委 員 私は不動産業界の責任者をしているのですけれども、業界の立場として、多様なライフスタイルが実現できる人に優しい都市づくりはどういったものかということと、空き家、空き地施設を再生し、それを都市づくりに生かすということは、これは今でもやることであって、30年後の目標のものではないような気がいたします。

それと、ビジョンを考える人たちの年齢がどうか分かりませんが、私も30年後は100歳を超えるんです。ですから、若い人たちの意見もどこかで取り入れて、20代、30代でもいいですよ。そういう人たちが50、60になったときのまちづくりも考えることが必要ではないかという気がいたします。

以上でございます。

会 長 どうもありがとうございます。続けてどうぞ。

委 員 私のほうからも発言させていただきませんが、私がここに委員として入れていただいている意義というのが、私は君津市の選出でありますので、南房総のほうの意見を言うべきかと思って、ここに座らせていただいております。

先ほど委員からお話があったように、人口が減っていく地図を見ると分かるように、本当に南房総のほうはこの先も人口がどんどん減る一方で、いろいろな新しいものだったり、人の流れというのが、現状でも木更津で止まっているという感じをすごく受けています。アクアラインの恩恵も、人口増は木更津まで来てはいるのですが、どうしてもやはりその先の定住となると、その先が観光であったり、交流人口として来てくださる方、ぼつりぼつりとサーフィンであったり、里山暮らしであったり、移住してくださる方はいるのですが、それが人口増、どっと増えるというところには今もつながっていないかと思っています。

今回出していただいているビジョンの中でも、17ページに空き店舗の活用。先ほど御意見をいただいたように、空き店舗だったり、廃校の利用促進というのは南房総のほうでも大分出ているというか、進めてはいるけれども、進んでいないというのが今現状で、さらにその次の19ページにも、インターチェンジの先に「グランピング(キャンプ場)」と書かれているのですが、南房総の地域でもグランピングがどんどんできて、これもコロナ禍で今爆発的に人気は出ていますが、もうそろそろこれ以上造っても人は来ないのではないかと地元の人たちも薄々思っているような状況です。

そういった中で、やはり先ほどもおっしゃられたように、30年先を見ている計画にまだグランピングと書かれていると、南房総のこちらの人間としてはぞっとするというか、これで人を呼んでくることにつながるのかなと思っています。知事とお話をしたりしても、やはり海があることであったり、里山があることというのは千葉県のポテンシャルとしてはすごく大きいという認識を持っていただいているというのは分かるんですが、ただ、それがいいところだ、いいところだと言われても、ここ10年、20年、やはり人が全然増えていっていないというのが現状なので、南の人間としては、ちょっと諦めと言ったらあれですけども、千葉県は何をしてくれるのかなと常に思っているところでもあります。

今回作るこの計画自体も「都市計画」とタイトルがついているのですけれども、都市と言われても、南の下のほうに都市と言えるところがもはやあるのかということもちょっと不安ではあります。なので、今後真綿で首を絞められるようにというか、南のほうは人口がどんどん減ってってしまうなというのは本当に危惧しているところではありますので、一番の要因というか、原因であるのは、知事も半島性を克服したいというのは言っていただいているのですが、抜け先がない。館山でも、その先に車で抜けたりというのができないので、どん詰まりの半島を生かせる何かをしっかりと考えていただきたいというのは思っております。

県の総合計画におきましては、しっかりと地域を分けて計画を立てていただいているかなという印象はあったんですが、こちらの今回の資料の中で見ると、先ほど委員もおっしゃっていましたが、地域性での考え方というところが南のほうにかかってくるもの

は薄いのかなという印象を受けたので、そのあたりもやはりもうちょっと考えていただければと思います。

以上です。

会 長 どうもありがとうございます。

それでは、今まで出てきた意見に対していかがでしょうか。事務局からお願いします。

事務局 御意見、本当にありがとうございます。千葉県らしさが出てないとか、若い人の意見を組み入れたほうがいいだろうといった御意見でした。今、この骨子を見ていただくと、30年後、実際どうなのだろうかということとか、あと空き地、空き家の問題は既に現在もある問題ではあります。

今、様々な御意見いただきまして、千葉県の特徴というところ、やはり半島性というところ、今、圏央道とか広域幹線道路がかなり整備されてきているということ、あと、成田空港は10年間、貨物取扱量日本一を続けております。そういった成田空港とか千葉港、千葉県の持つ様々なポテンシャルがございますので、そういったものをいかに県土全体に広げていけるかというところを、この都市づくりビジョン等で示していければと思います。

また、若い人の意見ということで、その辺も市内の若手の意見を取り入れる、あるいは市内だけではなくて、なるべく他の若い人の意見を取り入れられるような取組も原案作成、あるいは、その先のビジョン策定には取り入れてまいりたいと思います。

以上になりますが、よろしいでしょうか。

会 長 以上でよろしいですか。今、意見をいろいろいただいて、大変貴重な意見がいっぱい出てきていますので、今日回答で全て終わりということではなくて、それを踏まえて今後検討を続けていただくということになりますので、そういう観点で大いに御意見いただければと思います。

ほかはいかがでしょう。どうぞ。

委 員 どうぞよろしくをお願いします。端的に4点の視点について述べたいと思います。

1点目、1ページです。先ほど委員からもありましたけれども、人口減少というところであるんですが、平成27年には地方創生総合戦略というものをつくっているのですが、やはりどこの自治体も結局効果がなかったのかなというところで、千葉県は第2期のいわゆる地方創生総合戦略をつくっている中で、こういったものとの整合性というのはちゃんと考えられていますかというのが1点目。

2点目、先ほど委員からあった任意のビジョンをつくるというところで法的な裏づけ、これは都市計画法みたいなのところがあるのかなというんですが、その点はどうか。また、都市づくりビジョンというのが、そもそもほかの自治体で策定状況って、どうなっていますかというのが大きく2点目です。

3点目、先ほどほかの委員からもありました。23ページ以降の広域的な自治体連携とか、そういうところはこれから非常にポイントになってくるのですが、一方で市町村の踏ん張りがないと、結局、計画の実効性は出てきませんので、こうした市町村へのヒアリングとか、こういった取組についてはどのように行っていくかというのが3点目。

最後4点目です。これも、似ているところでは委員からもありましたかね。2021年、昨年に熊谷新県知事が担当した中で、マニフェストなどいろいろ掲げられているわけです

けれども、県知事が替わられた中での独自性というものがこの計画の中でどのように盛り込まれ、うたわれているのか、もしお答えできるところであればお答えいただき、見解があればお聞かせいただければと思います。

以上です。

会 長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。これについては、この場でお答えいただきましょうか。

事務局 今、4点御質問いただき、ありがとうございます。

地方創生の観点というのは、今後調べさせていただき、そういった点を今後も原案作成に組み入れたいと思います。

また、ビジョンの作成状況とか、あるいは、なぜ任意なのに策定するかですけれども、こちらは全国47都道府県を調べましたところ、約半数ぐらいの都道府県で、こういった広域的な都市区域マスタープランを策定しているところがありました。本県も今広域的な課題が増えてございますので、今後、広域的な視点で区域マスタープランを見直してまいりたいというところでございます。

3点目の市町村のヒアリングの件ですが、この骨子案につきましても、既に市町村には意見照会させていただきまして、市町村の御意見も反映させていただいているところではございますけれども、今後また原案策定という中で、改めてまた市町村に御意見を伺ってまいりたいと考えてございます。

4点目の独自性でございますが、先ほども千葉県らしさがちょっとないのではないかとというような御意見もありましたが、今後、原案作成の中でどれだけ千葉県の強み、弱みを認識して取り入れていけるかというところを取り組んでまいりたいと思います。

以上になります。

会 長 どうもありがとうございました。今の事務局の回答で1点だけ確認。9ページで描いてある図面があって、この区域マスは各都道府県みんな、法定でつくっているのが原則でしょう。それが半分しかないと言っているのですか。そうではなくて、都市づくりビジョンという、千葉県独自に法定計画でないものをつくらうとしていて、全国でそういうものをつくっているのが半分ぐらいあると、こういうことを言われたいのではないのですか。

事務局 先ほど私が5割と申したのは、法的、あるいは任意も含めてビジョンをつくっているのが約5割以上あるということでございます。

会 長 それでは、回答については一応御理解いただいたということですから、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、私が話します。まだ話していませんから、私からも何点か。まず委員としての意見を申し上げたいと思います。

9ページに目的が書いてありますので、ここが端的だと思っています。多くの方々の貴重な御意見に触れずに、まずは自分の意見として話したいと思うのですけれども、30年先、あるいは広域という視点で方向性、考え方ですよね。すなわち理念だとか、これから進めていく具体的な施策の一番上流にあるような考え方をしっかり示そうと。その考え方の根本は広域的な行政面なのだという、これを伝えようとしているところはすごく重要で、これは私も最大限評価しています。

ただ、この中の3行目の「示すことを目的とする」、これは誰に示すんだ、誰のためにつくるのだという、任意の計画だけれども、狭く考えず、この分野だけではなく、地域づくりに関わっていくような職員の人たちのある種指針になるようなものをぜひ目指してもらいたいというのが1点です。

もう一つは、もちろん市町村さんとの間の連携が様々にあるわけだけれども、もう一方に居るのは県民の方々なので、若い方々との重要な御指摘もありました。ですけれども、県民の方々が片一方にいて、今、「県民参加」という言葉を置いて、それだけしか使われてないのだけれども、もう少しそこも含めて、誰に向けていくのだということをも具体的に示していただけるとすばらしいビジョンになってくるなというのが1点目です。

それから、2点目は12ページのところ。金太郎飴だとか、どこの町でつくっても同じだというのは、確かにそういう面はあるのです。ただ、非常に大きな目で見ると、どうしても日本の抱えている問題というのは結構共通なところもあるので、目指している方向も共通なところがあるから、比較的同じようなことが書かれていっても、それが本気でやれるかとか、具体的に何ができるかというところでの勝負があってもいい。だから、両方を見なければいけない。そういう意味で言うと、ここの12ページは金太郎飴なのだけれども、そのストラクチャーがちょっとはっきりしない。

私の理解では、先ほどの目的と書かれているのは確かに目的なのです。この計画をつくる狙いなのです。一方で、この12ページに「都市づくりの目標」と書いてあるのだけれども、その前のページの真ん中に「多様化するライフスタイルに対応し」云々と書いてある。これが恐らく最終目標に相当するところ。エンドと言うのですけれども、そこに相当するものが書かれているのです。そのエンドに対して、目的手段関係の目的が出てきているのです。

それは何かというと、この目標1から6。これは確かに目標という言葉でもいいけれども、オブジェクティブという言葉を使うのですけれども、目的なんです。目的とエンドの関係で言うと、先ほどの都市の姿と真ん中に書かれたものを実現するための手段が実はこの目標1から6なんです。最終目標に対しては、やはりこれも手段なのです。

さらに、その右に書いてある方向性が1からいっぱいあるでしょう。「方向性」という言葉だけれども、これは目標の1から6に対する手段なのです。ただし、その手段は目的にもなり得るので、この右側に方針と書いてあるもの。この方針に対して、方向性は目的なのです。

ややこしいけれども、実は簡単なことで、目的と手段は全部連鎖している関係になっているから、それが解像度を高めて書かれているだけなのです。今、千葉県さんは言葉を全部変えて書こうとされている。それはいいのだけれども、今後、この骨子案がビジョンの案になりますよね。では、案になったときには、その手段に相当するところをどこまで細かくしっかり書こうとされようとしているのか。それがまだはっきりしてないのだけれども、ちゃんと考えてもらいたい。

それが先ほど来出ているような、頑張ってるよ。ここでもあそこでもやっていてうまくいってないよとか、どうするんだよというところにどうしても全部入ってってしまうから、そこに対して全部書くという方式がいいのか。もう少しめりはりつけて、ここだけはしっかりとやるのか。そこはぜひそっちのほうにしてもらいたいだけれども、

そのときの視点は、やはり一番最初に申し上げた広域だと思います。広域という視点を除いては今回のビジョンというのは成り立たないのではないかなと思います。

長くなっただけではないけれども、最後に23ページに、まさに「広域な都市づくりの視点」と書いてあるけれども、今ここに書かれていることが、平たくストレートに言うと、具体的すぎて、理念とか方向性になってないのです。だから、広域的に改めて千葉という広いエリアのことを考えて、森林部分もある、もちろん人口の減少もいろいろあるというところと都市の真ん中と全体を見渡さなければいけないという、その理念というか、考え方はなぜ出てくるのか。いきなり道路ネットワークではないのです。もちろん道路ネットワークは手段になってすごく重要なものだけれども、それを一番先に持ってくるということではなくしてほしい。

同じように、もちろん流域治水、インターチェンジも重要なものだけれども、インターチェンジだけではなくて、成田空港という日本最大の国際空港を持っている県で、夢を持つという意味から言うと、日本全体が抱えているイノベーションが世界的に遅れてきたみたいなのところをどうやって盛り返していくのかなんていうときには、やはり成田空港を抱えている千葉県がもうちょっと頑張ってくれなければという面も本当はあるんです。だから、東京だけではないよということがある。でも、そういうところなんかは、実は千葉の固有な面でもあるし、30年という長さがあるのだから、もう少し書き込んでほしいなみたいなのところがあって、もちろん最終的にはインターチェンジとなってもいいものだけれども、いきなりそこから始まらないよというところをうまく考えてもらいたい。

コンパクトな都市づくりを1点だけ言うと、やはり各市町村が頑張ってもらわなければいけないところでもあって、広域な都市づくりと今ここで掲げようとしているときに、コンパクトなまちづくりというものとどうやってうまく整合させていくかというところは新しいチャレンジでもあるので、そこを新しい理念という考え方で提案していくというのは、これもすばらしいと思うのです。ただ、コンパクトな都市づくりだけ言ってしまうと、それは市町村でまずは頑張ってもらい、あるいは隣の町との間で頑張ってもらいたいということがポイントになってくるのに、何でこれを県が言うのだというのか、県はどういう立場で言うのだということになってくる。いろいろ言い始めたら切りがないのだけれども、そういうことを全部、もう少し理念という考え方を一生懸命出していくことによって手段が生きていく形に変えてもらおうとすばらしいものになってくるなと思いました。

あまり長くなっただけではないので、これもまず私からの意見で、今日は回答は特に要りません。言いはなしで構わないと思っています。どうもありがとうございました。

ほか、何かありますか。

委員 概ねおっしゃったことだと思うのですが、やはり広域化がすごく大事だと思っていて、7ページにありますけれども、47の都市計画区域があって、それぞれが都市計画区域マスタープランをつくっていらっしゃる。これらを、統合するときはこのビジョンの位置づけとしては、やはり市町村の都市計画マスタープランの上にある都市計画区域マスタープランが大事になります。あとは都市計画以外も全て含んだ千葉県の総合計画ともつなぐ位置に都市づくりビジョンがあると思いますから、そういう総合計画をきちんと都市計画版として翻訳するとか、総合計画にある目標を都市計画を手段として実現するみたいな、そういう書き方が要るのではないかということをおもいました。

2点目は、隣接の県との関係をどういうふうを書くかと私は思っています、茨城県あとは埼玉県との連絡をどう考えるか。これは恐らく市町村のマスタープランでは書けない話だと思うので、そういう隣接の県との連絡をどういうふうに県として考えるかというのはぜひ都市づくりビジョンに入れるべきではないかなと思います。ところどころに県内のとか、そういう話が出てくるのですけれども、県外との連携もどこかに言っておきたいというのは思います。

以上です。

会 長 これも今日は聞いておくというだけでいいですかね。どうもありがとうございました。

今、広域の話が出たけれども、私も1点忘れていて、例えば自転車みたいなものが何か所も出てきますけれども、あれも今、たまたま出た茨城県あたりは広域で考えていますよね。千葉県さんもナショナルサイクルルートなんか走っているでしょう。ツーリズムという点もあるし、いろいろな利用があり得るのだけれども、将来のことを考えると必ずしも軽視できない。そういうので、あんまり町の中だけの自転車を何とかしようというふうにしないほうが、そこも夢の広がる点かなと思いましたので、申し上げました。

それでは、ほかに御意見がなければ。今日はこういう議題というのは、実はほぼ初めてのなのです。こういったことを大いに委員の方々と議論していただくというのは大変重要なことだと私は思っていますので、御協力いただきまして本当にありがとうございました。

本件に関しては、先ほど既にお話が出ていましたけれども、スケジュール表で言うと、来年1月にまた審議会がありますので、そこに向けて、今日の御意見等を踏まえながら県のほうで検討を進めていただくことになるのですけれども、今日はこの段階で、まずは審議会としては、今日出た御意見をこの骨子案に対する審議会の意見として答申することの賛否を諮ることになります。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、今までいただいてきた意見を骨子案に対する審議会の意見として答申することに賛成の委員の方は挙手をいただきたいということになりますが、いかがでしょうか。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数となります。

なお、答申書については、本日欠席された委員の方もいらっしゃいますので、その方々の意見も聞いて、後日、委員の皆様を確認していただきたいと思いますが、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、これは意見書ですけれども、答申書がまとまりましたら、事務局は委員の皆様へ送付して確認してもらってください。

事務局 分かりました。後日、事務局から委員の皆様へ今日まとめたものを送付させていただきますので、内容についてお気づきの点があれば事務局まで御連絡をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から説明があったとおり、次回の審議会にて改めて説明して、また御意見をいただきたいということになりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、予定された議案の審議は終了ということになります。

9.その他

会 長 事務局から次のその他、よろしくをお願いします。

事務局 事務局からでございます。今年1月の前回の審議会で意見を付して御議決いただいた船橋市海老川上流地区に係る都市計画区域マスタープランと区域区分の変更について、市における付帯意見の対応状況を事務局から御報告させていただきます。

これまで海老川上流地区につきましては、審議会委員の皆様には逐次メール等で状況をお知らせしておりますが、本日、改めて御報告させていただきます。御手元には資料からと、これまでお送りさせていただいた資料ごとにインデックスをつけて御用意しております。

まず、資料 を御覧ください。

本年1月18日の審議会では委員の皆様から、盛土による海老川流域の治水への影響についてシミュレーションなどを行って住民に説明するべきとの御意見をいただき、採決に当たりましては、資料にありますとおり、付帯意見として、土地区画整理事業による海老川流域の治水への影響に関する検討を続け、住民に対し御理解いただけるよう丁寧に説明を重ねることとの意見を付して可決いただきました。

船橋市はこの付帯意見を受け、海老川流域の治水への影響についてシミュレーションを開始し、結果を丁寧に説明していくなどとしたことから、県では資料 にありますとおり、3月4日に都市計画の変更の告示を行いました。

資料 では、5月に開催した住民説明会に関する報告をさせていただきました。説明会は5月21日、22日の2日間、計6回開催し、シミュレーションの結果の報告に先立ち、土地区画整理事業の概要などについて説明を行い、延べ116人の方々が御参加されました。

最後に資料 の報告は、8月に行ったシミュレーションの結果の住民説明会になります。この説明会は8月19日から3日間、計6回開催し、延べ115人の方々が御参加されました。シミュレーションは土地区画整理事業による造成やまちづくりが概ね完成する頃までに見込まれる河川の整備状況などを条件として行っており、シミュレーションでは、下流域の浸水の深さは概ね減少するとの結果でありました。また、土地区画整理事業の周辺の一部では浸水深が増加しているエリアがあることから、船橋市はこれらの対応について、土地区画整理組合と協議をしていくとのことです。

なお、船橋市は今後も住民の方々からの御質問に対して個別での説明も行うなど、住民に対して丁寧に説明を重ねていくとしております。

以上で海老川上流地区についての御報告を終わります。

会 長 どうもありがとうございました。

それでは、報告ですが、本件に関して何か御質問等ございましたらいかがでしょうか。よろしいですか。特になしという声がありました。ほかもよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、報告を受けたということでありまして、事務局からほかに何かありますか。

事務局 特にございません。

会 長 それでは、以上でありますので、この後の進行は司会のほうでお願いします。

10 . 閉 会

司 会 それでは、これで第196回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。本日は熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

以上